さわる読書 きく読書 よむ読書

みんなで広げる読書バリアフリー

～滋賀県は、だれもが自分にあった読書に出会えるよう応援します～

活字の本がよみづらいなど 読書をあきらめていませんか？
読書にはいろいろなかたちがあります。
本の世界をもっと楽しめるように、
自分にあった読書のかたちを探してみましょう。

滋賀県教育委員会

問合わせ先

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課　〒520-8577 大津市京町四丁目１番１号
TEL：077-528-4652　FAX：077-528-4962　MAIL：ma06@pref.shiga.lg.jp

こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある「読書バリアフリー」のページが表示されます。
https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/

滋賀県読書バリアフリー計画は、当事者や関係者、学識経験者からご意見をいただきながら、一緒につくりあげました。

図書館や学校
図書館で、障害の特性を理解した対応をしてもらえるといいな。

当事者の視点で、当事者も含めてつながりあえるようになるといいな。

障害のある方が、もっと読書や図書館を身近に感じられるように関係者で意見交換できる場があったらいいね。

「読書バリアフリー」をもっと広く知ってもらいたい。

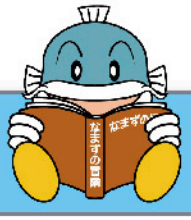

滋賀県読書バリアフリー計画

目指す姿　障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

基本方針　～読書を通じたネットワークでつながりあう～

- **Ⅰ　そろえる**　「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
- **Ⅱ　とどける**　どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
- **Ⅲ　ささえる**　自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある「滋賀県読書バリアフリー計画」のページが表示されます。
https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/321017.html

読書バリアフリーに関する国の取組

視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について

文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sanka/bunka_00003.html

こちらの二次元コードを読み込むと、文部科学省・厚生労働省の「読書バリアフリー」のページが表示されます。

よむ　ささえる　読書バリアフリーへのメッセージ

アスリートの自伝や外国を旅した紀行が特に好きで、よく読んでいます。読書によって自分の中の引き出しが増えることはいうまでもありませんが、好奇心も刺激されるので、次の目標をみつけやすくなるとも思っています。

読書と実体験とを組み合わせて、これからも世界を広げていきたいです。

パラ競泳日本代表
木村　敬一さん
（東京ガス所属、栗東市出身）

私の息子はこだわりが強く、好きなものにしか興味を示さず、言葉も、意味との一致が難しい子でした。時間があれば、見つけた虫や乗り物の図鑑で一つ一つ調べるのが楽しみでした。図書館の職員さんも見守り、一緒に探してくださるようになり、絵本、小説、趣味の本、発達障害の本も自分で読むようになりました。

図書館は、これからもボランティアの場、出来ることを増やすために調べる場、自分らしい幸福を感じる場であって欲しいです。

岡山　厚子さん（特定非営利活動法人JDDnet滋賀 トムソーヤ）

「読書バリアフリー」は点字では

となります。

このように本の文字を点字データにするボランティアをしています。私たちの点訳した図書が、利用する方の必要な本であり、読みたい本であり、お気に入りの本になったらいいなと願いつつ点訳しています。

点訳ボランティアさん
（長浜市在住）

「音訳」とは、視覚障害者の方が希望される様々な印刷物を読み、録音してお届けするものです。音訳した録音物を聴いてくださった利用者さんが喜び楽しんでくださることが、私たちボランティアの喜びです。

音訳ボランティアさん
（彦根市在住）

さわる読書　きく読書　よむ読書
発　行：令和５年３月
発行者：滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

さまざまな書籍（アクセシブルな書籍等）

さわる読書　きく読書　よむ読書

点字図書

活字を点字に、ほん訳（点訳）した本です。点を使って図や絵を表した点図と点字をはりつけた「点字絵本」もあります。

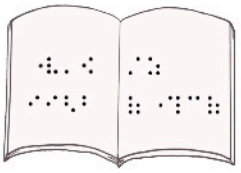

さわる絵本・布絵本

布・革・毛糸などを使って作られた絵本です。さわって絵の形が分かるようになっています。

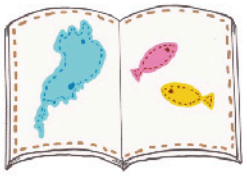

ＬＬブック

ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って、わかりやすいことばで書かれた本です。「ＬＬ」とはスウェーデン語の「Lattlast（わかりやすく読みやすい）」の略です。

読書をサポートする道具やサービス

拡大読書器

文字を拡大したり、白黒反転させたりして、モニターに写すことができます。

リーディングトラッカー

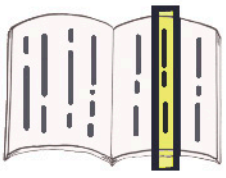

読みたい行のまわりをかくすことで、読んでいる行に集中して読み進めることができます。

対面朗読・対面音訳

図書館の本や利用者が希望する印刷物などを、朗読者・音訳者が直接読み上げます。

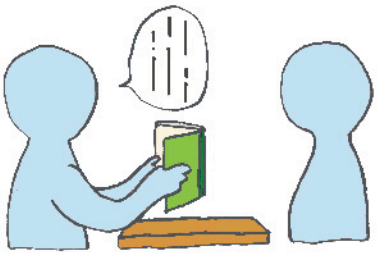

※拡大読書器の利用・対面朗読・郵送貸出ができる市町の図書館もあります。お住まいの市町の図書館にご確認ください。

拡大図書

大活字本など、目の見えにくい人にも読みやすいように、大きな文字で書かれた本です。

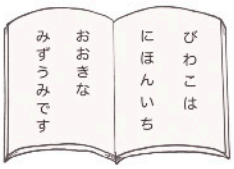

オーディオブック

本を朗読し、必要に応じて効果音などをつけることで、聴くことにより読書ができる電子音声コンテンツです。朗読ＣＤやダウンロードファイルなどの形があります。

デイジー図書

※デイジー（DAISY）は「Digital Accessible Information SYstem」の略です。

デジタル録音図書の国際標準規格にしたがった電子図書です。音声で記録した「音声デイジー」や、文字や画像を音声と一緒に読める「マルチメディアデイジー」があります。目次から、読みたいページに移動することができます。

専用の再生機器か、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリで使えます。

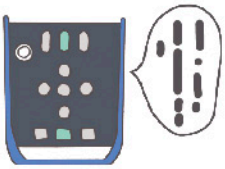

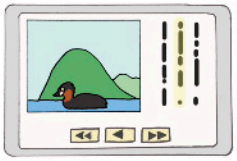

インターネットによるサービス

サピエ図書館

点字データや音声データなどを提供するインターネット上の電子図書館です。

データをダウンロードして、パソコンやスマートフォン、専用機器などで使えます。点字図書やデイジー図書の貸出を依頼することも出来ます。

サピエ図書館
https://www.sapie.or.jp/
※正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」です。

国立国会図書館

国立国会図書館や全国の図書館が製作したデイジー図書や点字データなどを、インターネットを通じて利用できます。

国立国会図書館
視覚障害者等用
データ送信サービス
https://www.ndl.go.jp/jp/support/send.html

二次元コードを読み込むと、それぞれの施設などのホームページが表示されます。

読書バリアフリー関連施設

まずはご相談ください

滋賀県立視覚障害者センター

県内の視覚等に障害がある方に、点字図書や録音図書の貸出をしています。また、家庭社会生活に役立つように、点字・歩行訓練、生涯教室、パソコンなどのIT機器の利用支援などを行っています。

- ○点字・音声情報の提供　○ＩＴ利用の支援
- ○点字図書、デイジー図書等の貸出・閲覧・製作

住所：〒522-0002　彦根市松原一丁目12-17
電話：0749-22-7901

滋賀県立視覚障害者センター
https://shigashisho.com/

滋賀県立図書館

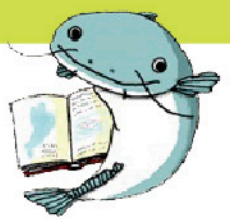

活字を読むことに困難がある方の読書を支援するため、さまざまな書籍や、読書をサポートする機器を揃えています。

- ○大活字本、朗読ＣＤ、デイジー図書、ＬＬブックなどの貸出
- ○拡大読書器などの整備　○対面朗読　○郵送貸出

住所：〒520-2122　大津市瀬田南大萱町1740-1
電話：077-548-9691

県立図書館の本は市町の図書館を通じて借りられます。お住まいの市町の図書館にご相談ください。

※県内市町の図書館は県立図書館のホームページから確認いただけます。こちらから⬇
https://www.shiga-pref-library.jp/public-lib/list/

滋賀県立図書館
図書館の利用に障害のある方へ
https://www.shiga-pref-library.jp/handicap/

滋賀県福祉用具センター（福祉用具相談プラザ）

福祉用具センターでは、障害がある方や高齢の方が、福祉用具（介護用ベッドや歩行支援用具等）を使って暮らしやすくなるように福祉用具の展示や相談等を行っています。障害者手帳や介護認定の有無は関係なく、誰でも利用できます。
まずは電話などでお問い合わせください。

住所：〒525-0072　草津市笠山七丁目8-138　滋賀県立長寿社会福祉センター内　電話：077-567-3907

滋賀県福祉用具センター
https://www.shigashakyo.jp/yogu/

日常生活用具給付等事業について

障害のある方や難病等の方が日常生活を送りやすくなるように、日常生活用具の給付等を行う市町の事業です。対象などは市町がそれぞれ決めていますので、詳しいことは、お住まいの市町の福祉担当課に確認してください。